

ひめネット（検）第 26号

令和 5年 4月 7日

〒780-0850

高知県高知市丸の内1-7-52

高知龍馬マラソン実行委員会事務局 御中

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之

## 御連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家等により構成されているNPO法人であり、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体であります。

さて、貴事務局が主催されている高知龍馬マラソン大会規約に関する情報に接し、当法人で検討させていただいたところ、消費者契約法の観点から問題がある点がございました。詳細は別紙の通りです。

つきましては、次回の高知龍馬マラソン大会規約を作成するにあたりご考慮いただきたくご連絡を差し上げました。

なお、他のマラソン大会においても消費者適格団体からの申入れにより改定がなされているところです。参考までに併せて送付させていただきます。

当法人の活動の趣旨をご理解いただき、消費者被害の未然防止、救済のため、そして、貴事務局にとっても当法人にとっても良き結果となりますようご協力いただきますと共に、重ねてお願い申し上げます。

敬具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277

別紙

第1 第6項について

1 条項

「申込後の参加料の返金には応じておりませんのでご了承ください。」  
という条項について

2 理由

(1) 消費者契約法10条前段について

上記条項は、いかなる場合にも申込後の参加料の返金には応じない旨の条項に解釈  
できます。

この点、貴事務局及び参加者の双方の責めに帰することができない事由によって債  
務を履行することができなくなった場合に関して民法536条1項に規定がございま  
す。

民法536条1項の趣旨に照らせば、当事者の双方の責めに帰することができない  
事由によって債務の履行を受けられなくなった場合には、既に反対給付を履行してい  
た債権者は、不当利得に基づく返還請求を行えるものと解されます。したがって、上  
記条項は、民法第536条第1項の規定に比して消費者の権利を制限するものであり、  
消費者契約法第10条前段に該当するものと考えます。

(2) 消費者契約法10条後段について

また、上記条項は、天候や自然災害等の当事者双方の責めによらない事由によるマ  
ラソン大会中止のリスク全てを消費者に一方的に負わせるものであり、民法第1条第  
2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者  
契約法第10条後段にも該当するものと考えます。

(3) 以上の次第で、上記条項は、消費者契約法10条前段及び同法10条後段に該当す  
る消費者契約の条項であり無効と考えます。

以 上